

事務連絡
令和6年4月5日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1
(令和6年3月29日)」の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
標記の件については、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A
VOL. 1 (令和6年3月29日)」を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）」の訂正について

該当箇所	訂正後	訂正前
P.23 問58	<p>(答)</p> <p>目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該工賃目標が前々年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上である場合</p> <p>(以下略)</p>	<p>(答)</p> <p>目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該工賃目標が前年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上である場合</p> <p>(以下略)</p>